

W T O 農業交渉について

一五〇〇字

松下委員 W T O の問題でございますが、本題に入る前に一点、森林・林業問題についてお伺いいたします。時間も限られておりますので、簡潔明瞭に、短く的確にお答えをお願いいたします。

昭和三十九年の木材の自由化から今日まで四十年近くが経過をしております。今や外材が八割を占めるに至っております。調べましたら、一年間に約一兆二千億円相当の原木を初めとした外材が入ってきておりました。うち三割は熱帯雨林地域からの外材でございます。この輸入の増加はあるとき急に起こったわけではなくて、長期間にじわじわと増加して、それに歯どめがかけれないことに対して何とも言えないもどかしさと腹立たしさを感じているわけであります。林業の現場では危機感が募っております。W T O 上のセーフガード措置を發動できないのかという声が上がってきております。前回の委員会では野菜についてお尋ねをいたしまして、既にセーフガード発動に向けて関係省庁との間で調整に入り、調査に入ったということでございますけれども、木材輸入についてセーフガード措置の発動ができないのかということについて大臣にお伺いします。セーフガードを發動せよという趣旨でございます。お願いします。

谷国務大臣 ただいまお話がございましたように、木材のセーフガード発令につきましては、昨日、農林水産省の部内の調整をすべていたしました。本日、大蔵大臣並びに通産大臣に書類で通告する

ことにしております。発動をいたします。

松下委員 大臣、大変力強い御発言でございます。自由民主党でもこの問題は数年間真剣に議論してまいりました。きちっと制度の有効活用、効果のある措置をしていただきたい、瀕死の状態にある日本の森林・林業をそういうことで救っていただきたい、そのようにお願いいたします。セーフガードを發動するという前提で御答弁いただきました。

もう一つお伺いをいたします。

森林については、かねてから木材の供給だけでなく国土保全や水源の涵養、環境保全、最近では地球温暖化の防止に資する役割を持つているということで、国民はその役割に対して大きな期待を寄せております。しかしながら、現場の実態は、このような国民の期待とは全く裏腹に極めて厳しい状況に置かれております。きのうも森林の大会がございましたけれども、四十年手塩にかけて育てた杉の木一本が千円、加工をしても千五百円では林業経営はやっていけないという嘆きの訴えがありました。このような林業の採算性の悪化、世代交代による経営意欲の減退、管理不十分な森林の増加など、厳しさを数え上げれば切りがありません。

農林水産省は新たな森林・林業基本法の策定に向けて総合的な検討を行っている聞いておりますし、自由民主党でも今真剣にこの問題を二田委員長のもとで議論しておりますけれども、石破総括政務次官、今後の森林・林業行政についてどのような見解をお持ちでございますか。お願いいたします。

石破政務次官 委員の御指摘のとおりであろうと思っております。私も、きのう大会に行きまして、トラックに積まれた材を拝見して、本当に大変なことだというふうに思いました。

端的に申し上げますが、今回、林政の基本的な考え方を、木材生産を主体としたものから森林の多様な機能の持続的発揮を主体としたものに転換をしようということを考えております。木材生産から多面的機能の持続的な発揮ということに林政の基本的な考え方を転換したい、このように思っております。

具体的には、そのための森林の管理でありますとか、持続的利用を担う林業、木材産業の発展でありますとか、山村地域の活性化ですとか、そのようなことを考えております。今後どのような手法が考えられるか、そして、御負担をいただく皆様方の御理解を得られるか、国民的な合意を求めべく全力を傾注してまいりたいと存じます。

松下委員 しつかりと御検討をお願いする次第であります。WTOについてお尋ねを申し上げます。

我が国の農業の基盤は、言うまでもなく米であります。しかしながら、我が国の米は構造的な過剰基調、米余りの中で全水田面積の三〇%を超える生産調整を行っております。また、一方で、ウルグアイ・ラウンド農業合意によりまして、毎年ミニマムアクセス米として四十万トンから七十万トンに至る外国米を輸入せざるを得ない状況にあります。これまでの経緯はいろいろあると思えますけれど

ども、これはやはり農家の現場の受けとめ方としてどうしても納得できない、そのように考えるのが自然な感情であります。

七年前に私も国会の前に座り込み、ジュネーブに行ってサザラードさんに会って日本の実情を訴えてまいった経緯がございます。既に三百七十一万トンの米がこの六年間に入ってくるということになりますと、これは五千万人の人たちが一年間食べる米の量に匹敵する、それだけのミニマムアクセス米が入っているということでございます。

今回のWTOの農業交渉において、このミニマムアクセス米の問題について政府はどのように臨む方針であるのか、食糧庁長官、しかもお尋ねいたしますので、お答えをお願いします。

高木政府参考人 WTO農業交渉における米の取り扱いについてでございます。

現在、米あるいは稲作の重要性にかんがみまして、米の需給と価格の安定に支障を及ぼさないように総合的な国境措置あるいは輸入管理体制をとっております。すなわち、一つには、ミニマムアクセスについては国家貿易によります一元的な輸入管理を行い、マークアップを徴収いたしております。また、ミニマムアクセスを超える米の輸入につきましては高水準の枠外税率を設定しております。こういった現在の総合的な国境措置、輸入管理体制を維持することが基本であるというふうにまず考えております。

米のミニマムアクセスにつきましても、このような総合的な枠組みを維持する、そういう目標の達成の一環として取り組むべきもの

と考えております。

この場合、今お話のありました点はしっかりと受けとめて交渉に臨むべきであるということとは言つまでもございません。ただ、この交渉の開始に当たりましては、いきなり数量の議論を行うというのは必ずしも得策ではございませんので、まず我が国として受け入れ可能な交渉の枠組みを確保するという観点から、制度が有する種々の問題点を指摘していくことが重要であるというふうに考えております。